

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 31 日

香川県知事 浜 田 恵 造

**香川県規則第25号**

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（平成20年香川県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(中間検査申請書等に添付する書類)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 施行規則第4条第1項第6号（施行規則第4条の4の2において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第3条の軽微な変更</u>に該当する場合は、<u>建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（第9号様式の2）</u></p> <p>(3) 略</p>	<p>(中間検査申請書等に添付する書類)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 施行規則第4条第1項第5号（施行規則第4条の4の2において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 略</u></p>

第 9 号様式 (第12条関係)  
略

第 9 号様式の 2 (第12条関係)

(日本工業規格 A 列 4 番)

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書  
(第 1 面)

年 月 日

香川県建築主事 殿

申請者氏名 ㊦

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能に関する法律施行規則第 3 条の軽微な変更該当する変更がありましたので、変更の内容を報告します。

1 建築物等の名称	
2 建築物等の所在地	
3 省エネ適合判定年月日・番号	
4 変更の内容	
<input type="checkbox"/> A 省エネ性能が向上する変更 <input type="checkbox"/> B 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更 <input type="checkbox"/> C 再計算によって基準適合が明らかな変更 (計画の抜本的な変更を除く。)	
5 備考	
注意 1 この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第 3 面の別紙として添付してください。 2 4 変更の内容において、A にチェックした場合には第 2 面に、B にチェックした場合には第 3 面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。C にチェックした場合には、軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	受付欄

第 9 号様式 (第12条関係)  
略



(第 3 面)

[B 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更]

変更前の BEI = ( ) $\leq$ 0.9	
変更となる設備の概要	
<input type="checkbox"/> 空気調和設備	〔 〕
変更内容記入欄	
<input type="checkbox"/> 機械換気設備	〔 〕
変更内容記入欄	
<input type="checkbox"/> 照明設備	〔 〕
変更内容記入欄	
<input type="checkbox"/> 給湯設備	〔 〕
変更内容記入欄	
<input type="checkbox"/> 太陽光発電	〔 〕
変更内容記入欄	
添付図書等	
注意 変更となる設備は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第 3 面別紙に必要事項を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。	

(第3面 別紙)

[空調和設備関係]

次に掲げるア又はイのいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である変更
ア 外壁の平均熱貫流率について5%を超えない増加かつ窓の平均熱貫流率について5%を超えない増加
外壁の平均熱貫流率について5%を超えない増加の確認
変更内容 <input type="checkbox"/> 断熱材種類 <input type="checkbox"/> 断熱材厚み 変更する方位 <input type="checkbox"/> 全方位 <input type="checkbox"/> 一部方位のみ(方位 ) 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前( ) 変更後( ) 増加率( )%
窓の平均熱貫流率について5%を超えない増加
変更内容 <input type="checkbox"/> ガラス種類 <input type="checkbox"/> ブラインドの有無 変更する方位 <input type="checkbox"/> 全方位 <input type="checkbox"/> 一部方位のみ(方位 ) 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前( ) 変更後( ) 増加率( )%
イ 熱源機器の平均効率について10%を超えない低下
平均熱源効率(冷房平均COP)
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前( ) 変更後( ) 減少率( )%
平均熱源効率(暖房平均COP)
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前( ) 変更後( ) 減少率( )%

(第3面 別紙)

[機械換気設備関係]

評価の対象になる室の用途ごにつき、次に掲げるア又はイのいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である変更
ア 送風機の電動機出力について10%を超えない増加
室用途 ( ) 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %
室用途 ( ) 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %
イ 計算対象床面積について5%を超えない増加(室用途が「駐車場」又は「 <sup>ちゅう</sup> 厨房」である場合のみ)
室用途 ( ) 変更前・変更後の床面積 変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %
室用途 ( ) 変更前・変更後の床面積 変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %

(第3面 別紙)

[照明設備関係]

評価の対象になる室の用途ごとにつき、次に該当し、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である変更
単位面積当たりの照明器具の消費電力について10%を超えない増加
室用途 ( ) 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力 変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %
室用途 ( ) 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力 変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %
室用途 ( ) 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力 変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %
室用途 ( ) 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力 変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %

(第3面 別紙)

[給湯設備関係]

評価の対象になる湯の使用用途ごにつき、次に該当し、これ以外については「変更なし」  
又は「性能が向上する変更」である変更

給湯機器の平均効率について10%を超えない低下

湯の使用用途 ( ) 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前 ( ) 変更後 ( ) 減少率 ( ) %
湯の使用用途 ( ) 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前 ( ) 変更後 ( ) 減少率 ( ) %
湯の使用用途 ( ) 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前 ( ) 変更後 ( ) 減少率 ( ) %



(第3面 別紙)

[太陽光発電関係]

次に掲げるア又はイのいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である変更

ア 太陽電池アレイのシステム容量について2%を超えない減少

変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量

変更前 システム容量の合計値 ( )

変更後 システム容量の合計値 ( )

変更前・変更後のシステム容量減少率 ( ) %

イ パネル方位角について30度を超えない変更かつ傾斜角について10度を超えない変更

パネル番号 ( )

パネル方位角  30度を超えない変更 ( ) 度変更

パネル傾斜角  10度を超えない変更 ( ) 度変更

パネル番号 ( )

パネル方位角  30度を超えない変更 ( ) 度変更

パネル傾斜角  10度を超えない変更 ( ) 度変更

第10号様式 (第14条関係)

略

第10号様式 (第14条関係)

略

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。